

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十六条

の六第三項の規定による納付金の納付の手續等に関し必要な事項を定めること。

（本則関係）

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

（附則関係）